

新規上場申請のための半期報告書

株式会社パワーエックス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年11月21日

【中間会計期間】 第5期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

【会社名】 株式会社パワーエックス

【英訳名】 PowerX, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役 代表執行役社長CEO 伊藤 正裕

【本店の所在の場所】 岡山県玉野市田井六丁目9番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03-4400-7296

【事務連絡者氏名】 執行役コーポレート領域管掌 藤田 利之

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	18
第4【経理の状況】	19
1【中間連結財務諸表】	20
2【その他】	30
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	31
期中レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 中間連結会計期間
会計期間	自 2025年1月 1日 至 2025年6月 30日
売上高 (百万円)	4,647
経常損失 (△) (百万円)	△2,205
親会社株主に帰属する 中間純損失 (△) (百万円)	△2,230
中間包括利益 (百万円)	△2,229
純資産額 (百万円)	1,115
総資産額 (百万円)	16,068
1株当たり中間純損失 (△) (円)	△70.46
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	4.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,879
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△481
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	881
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (百万円)	3,525

- (注)1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 当社は、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失 (△) を算定しております。
4. 第5期中間連結会計期間において、製品及び商品の納品予定期が年度後半に偏重していることから経費先行しております、営業損益以降の各段階損益において損失を計上しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、2021年3月の創業以来、蓄電池製品の製造販売、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の展開、電力販売、電気運搬船の開発準備に向けて各事業の垂直立上げを行っております。2023年12月期に蓄電池製品の販売を開始し、2024年12月期においては蓄電池製品の納品が進んでいるほか、電力事業についても顧客への電力供給を開始するなど事業展開は順調に推移しているものの、年間の固定費を回収することができず、2024年12月期まで4期連続の営業損失、経常損失、当期純損失（2023年12月期連結会計年度及び2024年12月期連結会計年度においては親会社株主に帰属する当期純損失）を計上しております、当中間連結会計期間においても営業損益以降の各段階損益がマイナスとなっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識しております。

当社グループでは、当該事象又は状況を改善、解消すべく以下の対応策に取り組んでまいります。

1. 受注獲得に向けた営業体制の強化について

BESS事業及びEVCS事業、並びに電力事業における蓄電池製品等の販売及び稼働試験業務等の役務の提供については、国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景に蓄電所向け定置用蓄電池の受注が増加傾向にあります。今後についても自社営業体制をより強化するとともに、大手エネルギー会社や自動車会社との戦略的アライアンスを通じて蓄電池製品販売の受注を獲得してまいります。なお、当中間連結会計期間末における受注残高は33,962百万円（2024年12月期連結会計年度末比554.9%）と増加しております。

2. 徹底したコストコントロールの推進による利益率の改善について

当社グループに関連した調達環境として、主要部品である電池モジュールの市場価格は下落トレンドにあります。加えて、製品受注の増加に伴う生産規模拡大を背景にしたサプライヤーとの価格交渉や、適切な部材選定、まとめ発注、及びサプライヤーとの協業などの原価低減活動を一層推進することで、原材料の調達コストの低減を図っております。さらに、米ドル建てで行っている輸入仕入取引について為替予約を活用して為替変動による影響を低減させることや、顧客への納品時期を踏まえた平準的な生産計画を立案することで既存の生産能力を最大限有効活用し追加的な製造コストを抑制することにも取り組んでおります。このように、各種原価項目を適切にコントロールすることにより事業計画で設定した原価水準を達成し、適正な製品販売利益を確保、拡大するべく努めてまいります。

3. 資金繰りについて

資金面については、主に「PowerX Mega Power」の納品による売上計上や、契約締結に伴う前受金の入金により、2025年12月期中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,879百万円の収入となっております。

また、当社は、2025年3月26日に株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行を貸付人とした総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結し、2025年6月末時点では3,000百万円を実行しております。なお、新生信託銀行株式会社と締結している金銭消費貸借契約について、利益維持等の財務制限条項の一部に抵触しているものの、バランスシートモニタリングへ抵触していないことにより期限の利益を喪失しないものと見做しております。

上記の資金調達により事業及び運転資金の安定的な確保に努めている他、財務体質の強化及び運転資本の充実のため、2025年2月から7月にかけて法人7社及び個人17名に対する第三者割当増資により合計1,653百万円の資本調達を実施しております。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、上記の対応策を着実に実行することにより早期に解消可能であり、本書提出日現在においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。しかしながら、上記の対応策が期待された効果を上げない場合や、本書に記載されたリスクの発現等により当社グループの事業環境が急速かつ急激に悪化する場合には、将来当社グループの財務的健全性が大きく損なわれる可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間における世界経済は、関税をはじめとする米国の政策動向、ウクライナ・中東地域における地政学リスクの影響等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、インバウンドの増加もあり、景気は緩やかな回復基調が見られております。

このような事業環境の中、当社グループは、企業ビジョンとして「永遠に、エネルギーに困らない地球」を掲げ、企業ミッションとして「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」ことを目指しています。引き続きグリーントランシスフォーメーションの進展等による電力需要の増加が見込まれる中、2025年2月に政府が発表した第7次エネルギー基本計画では、2040年には発電電力量の4-5割程度を再エネとする指針とともに蓄電池の活用促進が示されたことを踏まえて、系統用蓄電池の接続検討等の受付が急増しているなど、系統用蓄電システムの導入促進が本格化する動きも見られております。これに対して当社では、コスト競争力のある蓄電池の国内生産及び販売活動を基盤としながら、エネルギーインフラとして長期・安定的な稼働を実現するソフトウェアを含む複数の製品、サービスを開拓しております。

蓄電池事業に関しては、大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の納品が進んでいます。また、国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景に、蓄電所向け定置用蓄電システムの受注が増加傾向にあり、今後の蓄電システムの納品数の拡大を見込んでおります。また電力事業については電力供給契約も順調に増加しており、今後も新規顧客の獲得に注力していく方針です。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高4,647百万円、営業損失は1,563百万円、経常損失は2,205百万円、親会社株主に帰属する中間純損失は2,230百万円となりました。

なお、当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(BESS事業)

BESS (Battery Energy Storage System) 事業では、系統用蓄電池や再エネ併設蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や中型定置用蓄電システム「PowerX cube」の製造販売を行っております。BESS事業を取り巻く事業環境としては、今後、我が国における再エネの主力電源化や電力の安定供給に向けて、余剰となる自然エネルギーの有効活用や、自然エネルギーの変動を電力需要に合わせて調整する調整力の確保が急務となっております。こうした状況を背景に、電力系統に直接連系する大型の定置用蓄電システムのニーズはますます高まっており、来年以降も含めて受注は順調に積み上がっております。また、物流事業者等の需要家においても、保有設備に対する自然エネルギー発電の導入によって脱炭素化を図る動きが進展しており、需要家側での蓄電システムの導入も広がりを見せております。

このような環境下、当中間連結会計期間のBESS事業は、主に「PowerX Mega Power」の納品が順調に推移したことから、売上高は4,012百万円、セグメント利益は960百万円となりました。

(EVCS事業)

EVCS（EV Charge Station）事業では、B2B顧客向けの蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売や、B2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」を活用した急速のEV充電サービスを提供しており、急速充電ニーズの高い輸入車メーカーを中心に自動車ディーラー等へ「PowerX Hypercharger」の設置が拡大しています。また、系統への双方向の接続が可能な「PowerX Hypercharger Pro」の販売開始により、自治体・商業施設等におけるエネルギー・マネジメント需要に応えられる商品展開を図っていきます。一方で、顧客は経済産業省等の補助金を活用し、投資額を低減する傾向が強く、結果として設置及び売上が下半期に偏重する傾向があります。加えて、顧客は昨今のEVの普及状況を踏まえて、投資時期を来期以降に見送りとする傾向もあります。

このような環境下、当中間連結会計期間のEVCS事業は、納品時期が後ろ倒しとなっていることもあります。売上高は388百万円、セグメント損失は261百万円となりました。

(電力事業)

電力事業では、夜間太陽光や風力など、再生可能エネルギー由來の電力を中心に、顧客ニーズに合わせた最適な組み合わせによる電力販売を提案・提供しております。幅広い事業者に対して蓄電システムメーカーならではの電力プランの提案を行うことで電力小売の顧客を拡大するとともに、蓄電所事業を運営する事業者へ大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの蓄電システムの販売についての提案営業も推進しております。

このような環境下、当中間連結会計期間の電力事業は、主に顧客への電力小売に係る供給量が増加したことから、売上高は245百万円、セグメント損失は74百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間末における総資産は16,068百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金3,525百万円、売掛金及び契約資産2,085百万円、商品及び製品2,644百万円、原材料及び貯蔵品1,312百万円、前払金843百万円、及び工場の製造設備などの有形固定資産4,551百万円であります。

当中間連結会計期間末における負債は14,952百万円となりました。その主な内訳は、買掛金1,060百万円、契約負債6,283百万円、短期借入金3,000百万円及び長期借入金（年内返済予定の長期借入金を含む）3,000百万円であります。

当中間連結会計期間末における純資産は、1,115百万円となりました。その主な内訳は、資本金9,843百万円、資本剰余金9,803百万円計上及び利益剰余金（繰越利益剰余金のマイナス）18,938百万円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して2,280百万円増加し3,525百万円となりました。当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,879百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失の計上2,231百万円、棚卸資産の増加2,166百万円、仕入債務の増加796百万円、及び契約負債の増加5,191百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは481百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出418百万円及び国庫補助金の受取額65百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは881百万円の収入となりました。これは主に、短期借入金の純増額307百万円、長期借入金の返済による支出500百万円、株式の発行による収入1,507百万円、及び資金調達費用の支払による支出530百万円によるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、当連結会計期間において、下記の金銭消費貸借契約を締結しております。

(1) 新生信託銀行株式会社との金銭消費貸借契約

当社は2024年1月17日付で、新生信託銀行株式会社と金銭消費貸借契約を締結しております（2025年3月26日に一部改定）。当該金銭消費貸借契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

新生信託銀行株式会社

② 借入金額

3,500百万円

③ 返済期限

2025年7月22日より6か月ごとに返済（最終返済日2027年1月19日）

④ 担保

売掛金、棚卸資産、建物、土地、機械装置、関係会社株式及び関係会社出資金

⑤ 金利

基準金利（全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBOR）+適用スプレッド

⑥ 主な借入人の義務

1. 当社グループの年次事業報告、決算書等を定期的に提出すること

2. 以下の財務制限条項を遵守すること

(a) 自己資本比率維持

各四半期末の自己資本比率(貸借対照表又は試算表上の純資産の部の合計金額を、純資産の部と負債の部の合計金額により除して得られる値)を20%以上に維持すること。但し、(d)バランスシートモニタリングへの抵触がなく、かつ、自己資本比率が正の値であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(b) 利益維持

借入人は、2025年12月期以降（2025年12月期を含む。）の各決算期末における借入人の連結ベースの営業利益又は調整後経常利益（注）のいずれかが一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。但し、(d)バランスシートモニタリングへの抵触がないことを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(c) フリー・キャッシュフローの維持

借入人は、2024年12月期の各四半期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値について、当初プロジェクトにおける当該対象期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を4四半期中、3四半期以上下回らないこと。また、借入人は、2025年12月期以降（2025年12月期を含む。）の各四半期末において、当該対象期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値、及び当該対象期の直前の四半期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を2期連続で赤字にしないこと。但し、(d)バランスシートモニタリングへの抵触がないこと、かつ、当該対象期のフリー・キャッシュフローに当該対象期に借入人が新たに実施した資本調達額及び許容劣後借入の金額等を加えた合計値が0以上であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(d) バランスシートモニタリング

借入人は、2024年12月期第二四半期以降の借入人の各四半期決算において、連結ベースにおける本貸付の総借入額が流動資産（現預金、売上債権、棚卸資産、前払金、貸倒引当金及び未収消費税等をいう。）及び工場土地建物の鑑定評価額の残高を超えないようにすること。

（注）会計上の経常利益に一部のファイナンスコストを足し戻した経常利益額

(2) 株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約

当社は2025年3月26日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。当該コミットメントライン契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

① 契約の相手先

エージェント：株式会社みずほ銀行

貸付人：株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社

② 借入枠

4,000百万円

③ コミットメント期間

2025年3月31日から2026年3月31日

④ 担保

売掛金、建物、土地

⑤ 金利

基準金利（全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBOR）+適用スプレッド

⑥ 主な借入人の義務

(1) 当社グループの年次事業報告、決算書等を定期的に提出すること

(2) 以下の財務制限条項を遵守すること

借入人は、2025年3月以降、毎月末時点の、借入人連結会社の連結処理を行った精算表上の純資産額を、正確に維持すること。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
AA種株式	5,000
A種優先株式	12,000
A-1種優先株式	2,040
A-2種優先株式	2,037
B種優先株式	7,150
B-1種優先株式	2,409
B-2種優先株式	628
C種優先株式	7,357
C-1種優先株式	265
計	200,000

- (注)1. 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
2. 2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を行い、同日付でAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式、C-1種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止し、会社法第113条の規定に基づき、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。また、同臨時株主総会において2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行うことを決議しております。当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年8月9日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を128,000,000株へ変更しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000	32,132,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。(注)2、3、4
AA種株式	5,000	—	非上場	単元株式数は1株であります。(注)2
A種優先株式	7,566	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
A-1種優先株式	2,040	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
A-2種優先株式	2,037	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
B種優先株式	3,309	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
B-1種優先株式	2,409	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
B-2種優先株式	628	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
C種優先株式	3,776	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)1、2
C-1種優先株式	265	—	非上場	単元株式数は10株であります。(注)2
計	32,030	32,132,000	—	—

(注)1. 当社は、2025年5月23日付臨時株主総会におけるC種優先株式の発行に係る募集事項の決定を取締役会に委任する決議に基づき、2025年7月23日開催の取締役会において、法人2社及び個人8名に対して第三者割当の方法によりC種優先株式102株を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年7月24日までに払込が完了しております。

2. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。
3. 2025年7月15日開催の取締役会の決議により、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が32,132,000株となっております。
4. 2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議において、定款の一部変更を行い、2025年8月8日付で単元株式数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権

決議年月日	2025年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社アドバイザー 2 [1]
新株予約権の数(個)※	565 [555] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 565 [555,000] (注)1,8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	769,099 [770] (注)2,8
新株予約権の行使期間※	2025年5月20日～2035年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 782,099 [783] 資本組入額 391,049.5 [391.5] (注)8
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※ 新株予約権証券の発行時（2025年5月20日）における内容を記載しております。発行時から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金769,099円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の

調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から2029年12月31日までにおいて次に掲げる事由が一度でも生じた場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 1株当たり5,454,540円(但し、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合を除く。)。
 - (b) 1株当たり5,454,540円(但し、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、5,454,540円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく高いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5,454,540円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格となつたとき。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記①の条件を満たすまでに期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同項第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。
 - (b) 769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となつたとき。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 本新株予約権は新株予約権1個につき13,000円で有償発行しております。
8. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

決議年月日	2025年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社執行役 1 [-] 当社使用人 106 [98] 子会社取締役 1 [1] 子会社使用人 14 [14]
新株予約権の数(個)※	782 [716] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 782 [716,000] (注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	769,099 [770] (注)2,7
新株予約権の行使期間※	2027年4月25日～2035年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 769,099 [770] 資本組入額 384,549.5 [385] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※ 新株予約権証券の発行時（2025年5月20日）における内容を記載しております。発行時から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以

下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金769,099円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 講渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年2月7日 (注)1	C種優先株式 329	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,051 C-1種優先株式 265	235	9,324	235	9,284
2025年3月3日 (注)2	C種優先株式 619	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,670 C-1種優先株式 265	442	9,767	442	9,727
2025年6月16日 (注)3	C種優先株式 106	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,776 C-1種優先株式 265	75	9,843	75	9,803

(注) 1. 有償第三者割当	
発行価格	1,430,421円
資本組入額	715,210.5円
割当先	今治造船株式会社、正栄汽船株式会社、永伸商事株式会社、吉田 誠之助、小川 雅人、王 貞治、川崎 敦司、大西 英之
2. 有償第三者割当	
発行価格	1,430,421円
資本組入額	715,210.5円
割当先	株式会社三菱UFJ銀行、パワーエックス従業員持株会、浅田 一憲、浅田 風太、Solaris ESG Master Fund LP
3. 有償第三者割当	
発行価格	1,430,421円
資本組入額	715,210.5円
割当先	永伸商事株式会社、吉田 誠之助、小川 雅人、王 貞治、佐藤 昌子、チェン ミンミン、当社従業員1名

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)FAROUT	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,988	15.57
アキュメン(株)	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	4,973	15.53
今治造船(株)	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	2,184	6.82
日本瓦斯(株)	東京都渋谷区代々木四丁目31番地8号	1,140	3.56
日本郵船(株)	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	917	2.86
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山二丁目5番1号	900	2.81
FRONTIVE X LIMITED	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	879	2.74
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	856	2.67
Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	773	2.41
持田 昌典	東京都港区	696	2.17
計	—	18,306	57.15

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (株)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
(株)FAROUT	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,748	36.00
アキュメン(株)	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	2,747	35.99
今治造船(株)	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	217	2.84
日本瓦斯(株)	東京都渋谷区代々木四丁目31番地8号	113	1.48
日本郵船(株)	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	91	1.19
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山二丁目5番1号	90	1.18
FRONTIVE X LIMITED	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	86	1.13
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	84	1.10
Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	76	1.00
持田 昌典	東京都港区	69	0.90
計	—	6,321	82.81

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 AA種株式 A種優先株式 A-1種優先株式 A-2種優先株式 B種優先株式 B-1種優先株式 B-2種優先株式 C種優先株式 C-1種優先株式	普通株式 4,950 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,430 A-1種優先株式 1,890 A-2種優先株式 2,030 B種優先株式 3,230 B-1種優先株式 2,360 B-2種優先株式 590 C種優先株式 3,640 C-1種優先株式 210	普通株式 495 AA種株式 5,000 A種優先株式 743 A-1種優先株式 189 A-2種優先株式 203 B種優先株式 323 B-1種優先株式 236 B-2種優先株式 59 C種優先株式 364 C-1種優先株式 21
单元未満株式	普通株式 A種優先株式 A-1種優先株式 A-2種優先株式 B種優先株式 B-1種優先株式 B-2種優先株式 C種優先株式 C-1種優先株式	50 136 150 7 79 49 38 136 55	—
発行済株式総数	32,030	—	—
総株主の議決権	—	7,633	—

(注)1. 当社は、2025年5月23日付株主総会におけるC種優先株式の発行に係る募集事項の決定を取締役会に委任する決議に基づき、2025年7月23日開催の取締役会において、法人2社及び個人8名に対して第三者割当の方法によりC種優先株式102株を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年7月24日までに払込が完了しております。

2. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が発行するC種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。
3. 2025年7月15日開催の取締役会の決議により、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が32,132,000株となっております。
4. 2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議において、定款の一部変更を行い、2025年8月8日付で単元株数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2025年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	3,525
売掛金及び契約資産	2,085
商品及び製品	2,644
仕掛品	345
原材料及び貯蔵品	1,312
前払金	843
前払費用	105
未収消費税等	247
その他	52
流動資産合計	11,163

固定資産

有形固定資産	
建物（純額）	2,300
機械及び装置（純額）	704
車両運搬具（純額）	64
工具、器具及び備品（純額）	197
土地	1,001
リース資産（純額）	161
建設仮勘定	121
有形固定資産合計	4,551

無形固定資産

商標権	0
ソフトウエア	56
無形固定資産合計	56

投資その他の資産

関係会社出資金	7
長期前払費用	25
その他	263
投資その他の資産合計	296
固定資産合計	4,904
資産合計	16,068

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	1,060
短期借入金	3,000
1年内返済予定の長期借入金	500
リース債務	6
未払金	822
未払費用	185
未払法人税等	56
契約負債	6,283
預り金	84
賞与引当金	83
製品保証引当金	39
その他	8
流動負債合計	12,131

固定負債

長期借入金	2,500
リース債務	184
繰延税金負債	0
資産除去債務	50
その他	85
固定負債合計	2,820
負債合計	14,952

純資産の部

株主資本

資本金	9,843
資本剰余金	9,803
利益剰余金	△18,938
株主資本合計	707

その他の包括利益累計額

繰延ヘッジ損益	1
その他の包括利益累計額合計	1
新株予約権	405
純資産合計	1,115
負債純資産合計	16,068

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自2025年1月 1日 至2025年6月 30日)	
売上高	4,647
売上原価	3,199
売上総利益	1,447
販売費及び一般管理費	※1 3,010
営業損失（△）	△1,563
営業外収益	
受取利息	0
受取獎励金	0
その他	1
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	127
株式交付費	7
資金調達費用	※2 472
為替差損	3
その他	35
営業外費用合計	645
経常損失（△）	△2,205
特別利益	
国庫補助金受贈益	87
新株予約権戻入益	0
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産圧縮損	86
減損損失	27
特別損失合計	114
税金等調整前中間純損失（△）	△2,231
法人税等	△0
中間純損失（△）	△2,230
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△2,230

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自2025年1月 1日
至2025年6月30日)

中間純損失（△）	△2,230
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	1
その他の包括利益合計	1
中間包括利益	△2,229
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△2,229

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自2025年1月 1日
至2025年6月 30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△2,231
減価償却費	194
減損損失	27
株式報酬費用	60
受取利息	△0
支払利息	127
株式交付費	7
資金調達費用	472
国庫補助金受贈益	△87
固定資産圧縮損	86
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	75
棚卸資産の増減額（△は増加）	△2,166
前払金の増減額（△は増加）	△383
仕入債務の増減額（△は減少）	796
契約負債の増減額（△は減少）	5,191
その他	△144
小計	2,025
利息の受取額	0
利息の支払額	△139
法人税等の支払額	△6
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△418
無形固定資産の取得による支出	△8
国庫補助金の受取額	65
その他	△121
投資活動によるキャッシュ・フロー	△481
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	307
長期借入金の返済による支出	△500
株式の発行による収入	1,507
新株予約権の発行による収入	107
資金調達費用の支払による支出	△530
その他	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	881
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,280
現金及び現金同等物の期首残高	1,244
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,525

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減したうえで、法定実効税率を乗じて計算しています。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	
給料及び手当	513百万円
賞与引当金繰入額	65百万円
業務委託費	237百万円
研究開発費	920百万円
減価償却費	117百万円

※2 資金調達費用の主な内容は、シンジケートローンの組成のために主幹事行等へ支払ったアレンジメントフィー、第三者割当増資及び上場準備に関するアドバイザー等への支払手数料、これらに関連する弁護士等への支払報酬等であります。

3 当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	
現金及び預金	3,525百万円
現金及び現金同等物	3,525百万円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、当中間連結会計期間において、法人6社及び個人10名に対して第三者割当の方法によりC種優先株式1,054株を発行したことにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ753百万円増加しております。この結果、当中間連結会計期間末において資本金が9,843百万円、資本剰余金が9,803百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間連結 財務諸表 計上額 (注)2
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	4,003	373	-	4,377	-	4,377
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	8	14	245	269	-	269
顧客との契約から生じる収益	4,012	388	245	4,647	-	4,647
外部顧客への売上高	4,012	388	245	4,647	-	4,647
計	4,012	388	245	4,647	-	4,647
セグメント利益又は損失(△)	960	△261	△74	624	△2,187	△1,563

(注)1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
減損損失	-	-	-	-	-	27
						27

(収益認識関係)

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失（△）	△70円46銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△2,230
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない 金額(百万円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社 株主に帰属する中間純損失（△）(百万円)	△2,230
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株 式数(株)	31,664,044
(うち普通株式(株))	(5,000,000)
(うち普通株式と同等の株式(株))	(26,664,044)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た り中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注)1. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社が発行する種類株式は、いずれも剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数の合計を普通株式と同等の株式数としております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年5月23日開催の臨時株主総会におけるC種優先株式の発行に係る募集事項の決定を取締役会に委任する決議に基づき、2025年7月23日開催の取締役会において、法人2社及び個人8名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年7月24日までに払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

(1) 払込期日	2025年7月28日
(2) 発行新株式数	当社C種優先株式102株
(3) 発行価額	1株当たり1,430,421円
(4) 発行価額の総額	145,902,942円
(5) 資本組入額	1株当たり715,210.5円
(6) 資本組入額の総額	72,951,471円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、法人2社及び個人8名に割当てます。
(8) 資金の使途	拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

AA種株式	5,000株
A種優先株式	7,566株
A-1種優先株式	2,040株
A-2種優先株式	2,037株
B種優先株式	3,309株
B-1種優先株式	2,409株
B-2種優先株式	628株
C種優先株式	3,878株
C-1種優先株式	265株
2. 交換により交付した普通株式数	27,132株
3. 交換後の発行済普通株式数	32,132株

(株式分割の実施、発行可能株式総数及び単元株数の変更)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年8月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。なお、今回の株式分割を行うに当たり、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止するとともに、会社法第113条の規定に基づき、発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,132株
株式分割により増加する株式数	32,099,868株
株式分割後の発行済株式総数	32,132,000株
株式分割後の発行可能株式総数	128,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、該当箇所に反映されております。

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年8月9日以降、以下のとおり調整致します。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	60,000円	60円
第2回新株予約権	60,000円	60円
第4回新株予約権	190,000円	190円
第5回新株予約権	190,000円	190円
第6回新株予約権	190,000円	190円
第7回新株予約権	695,406円	696円
第8回新株予約権	695,406円	696円
第9回新株予約権	695,406円	696円
第10回新株予約権	60,000円	60円
第11回新株予約権	769,099円	770円
第12回新株予約権	769,099円	770円

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議しており、2025年8月26日付で資本金及び資本準備金の額の減少に関する効力が発生いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

減少する資本金の額	7,645,433,484円
減少する資本準備金の額	9,049,331,851円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当します。

減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	16,694,765,335円
増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	16,694,765,335円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日	2025年7月15日
(2) 債権者異議申述公告日	2025年7月24日
(3) 債権者異議申述最終期日	2025年8月25日
(4) 株主総会決議日	2025年8月8日
(5) 効力発生日	2025年8月26日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋野智也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊池寛康

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上